

## 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館所蔵芸術資料の利用に関する取扱要領

令和4年3月25日

沖芸大要領第7号

(趣旨)

**第1条** この要領は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館運営規程（令和3年沖芸大規程第80号）第15条第2項の規定に基づき、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館が所蔵する芸術資料（以下「芸術資料」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、重要文化財に指定された芸術資料の利用については別に定める。

(定義)

**第2条** この要領において利用とは、次の各号に掲げることをいう。

- (1) 原資料等の借用
- (2) 原資料等の撮影
- (3) 原資料等を被写体として製作された写真原板や印画、デジタル画像等の借用。
- (4) 撮影等による複製品の製作
- (5) 原資料等の閲覧
- (6) 講義及び授業における原資料等の借用

(許可申請の手続き)

**第3条** 芸術資料の利用を希望する者は、以下の各号に応じ、芸術資料利用申請書（以下「申請書」という。）に事業の趣旨や主体者、事業計画等を記載した企画書等を添えて沖縄県立芸術大学長（以下「学長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 原資料等の借用（第1号様式）
- (2) 原資料等の撮影、原板・印画・デジタル画像等の借用（第2号様式）
- (3) 複製品の製作（第3号様式）
- (4) 原資料等の閲覧（第4号様式）
- (5) 講義及び授業での借用（第5号様式）

(許可の基準)

**第4条** 学長は、教育・学術・文化等に係る事業、学術研究の推進並びに文化の向上に資する事業、又は学長が特に必要と認めた場合において資料の利用を許可することができる。ただし、次の各号の一に掲げる事項はこの限りでない。

- (1) 資料の保存に悪影響が生じると認められる場合
- (2) 好ましくない用途に供されると認められる場合
- (3) 書類上の不備が認められる場合
- (4) 芸術資料のうち、ほかに著作権など権利を有する者があるものについて、事前に書面による同意を得ていない場合。
- (5) 過去に目的外使用の事実又は許可条件に違反する事実があると認められる場合
- (6) その他、許可することが適当でないとして認められる場合。

(使用料)

**第5条** 原資料等の撮影、原板・印画・デジタル画像等を利用する者は、使用料を沖縄県

立芸術大学に納めなければならない。

- 2 写真撮影等については、別表第1に掲げる料金を徴収するものとする。
- 3 写真原板の使用については、別表第2に掲げる料金を徴収するものとする。
- 4 複製及び営利上映については、別表第3に掲げる料金を徴収するものとする。

(使用料の減免)

**第6条** 学長は、別表のとおり条件があると認めるときは、使用料を減額または免除することができる

(利用の許可)

**第7条** 芸術資料の許可をする決定を行ったときは、次の各号により当該申請者に対し、条件を付した芸術資料利用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

- (1) 原資料等の借用（第1-1号様式）

ア 原資料の借用許可を受けた者（以下「借用者」という。）は、貸出芸術資料と引き換えに学長と契約書を締結しなければならない。

- (2) 原資料等の撮影、原板・印画・デジタル画像等の借用（第2-1号様式）
- (3) 複製品の製作（第3-1号様式）
- (4) 原資料等の閲覧（第4-1号様式）
- (5) 講義及び授業での借用（第5-1号様式）

- 2 学長は前項のほか、必要と認められる場合は、別に条件を付することができる。

(返却時の確認)

**第8条** 借用者は、返却された貸出資料の状態を担当職員立合いのもとに写真その他の方法により点検を受けなければならない。

(貸出期間中における返却義務)

**第9条** 借用者が各申請書に付されている貸出条件を履行しないとき、又は大学が貸出資料を必要とするときは、借用者は貸出期間中であっても当該貸出資料の返却を拒むことができない。この場合、借用者に損害が生じてもこれに対する補償を要求することができない。

**附 則**（令和4年3月25日館長決裁）

この要領は、令和4年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1（第5条関係）

写真撮影等の料金			
区分	料金		備考
デジタル画像等	1点につき 3,000円		
写真撮影	単片フィルム	1点につき 4,000円	単片フィルムによる写真撮影においては、美術品等1個につき4シッターまでを1点とする。
	マイクロフィルム	1点につき50コマまで 4,000円 50コマを超える場合は50コマごとに 2,000円	
映画撮影（テレビジョン撮影及びビデオ撮影を含む。）	1点につき 5,000円		
模写	1点1日につき 2,000円		
模造	1点1日につき 2,000円		
閲覧	1点1日につき 1,000円		
その他	その都度定める		

別表第2（第5条関係）

写真原板使用の料金			
区分	料金		備考
単片フィルム	1枚につき 3,000円		印画紙代その他の材料費は、申請者の負担とする。
マイクロフィルム	1点につき50コマまで 3,000円 50コマを超える場合は50コマごとに 1,500円		

別表第3（第5条関係）

複製等の料金			
区分	料金		備考
映画（ビデオを含む。）、スライドまたは出版物の複製販売	映画	販売価格（本体価格）×複製本数×5/100	
	スライド		

	出版 物	販売価格（本体価格）×複製部 数×3／100	
映画（ビデオを含む。）もしくはスライ ドの営利上映またはテレビジョン放送		上映契約者が第三者から徴収す る上映料金の10／100	
映画（ビデオを含む。）の一部抜焼き		1分間当たり 5,000円	
その他		その都度定める	

別表（第6条関係）

申請者	使用目的	写真撮 影	写真原 版の使 用	複製及 び営利 上映
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県主催の事業</li> <li>・ 県主催事業の普及に特に役立つ場合</li> </ul>	無償	無償	無償
国 地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育、学術、文化に係る事業</li> <li>・ 教育、学術、文化に係る事業の普及 に特に役立つ場合</li> </ul>			
私学校研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育、研究</li> </ul>			
上記以外の団体 及び個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学術研究</li> <li>・ 報道、ニュース</li> <li>・ 本学が監修する事業</li> <li>・ 本学が無償貸出しを許可した美術作 品等の展覧会で、図録作成等の宣伝 にかかる場合</li> </ul>			
全ての団体及び 個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育、学術研究の推進又は営利を目的と しない文化の向上</li> <li>・ 本学が後援、協賛する事業</li> <li>・ 減額すべき特別の事情がある場合</li> </ul>	別表第 1 の 半額	別表第 2 の 半額	別表第 3 の 半額
教育、学術、文 化に係る法人ま たはその他の団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育、学術、文化に係る事業で無償 の対象にならない場合</li> </ul>			
上記のどれにも あてはまらない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営利目的、その他に無償、減額にあ たる事由がない場合</li> <li>・ オンデマンドなどの有料配信サー ビスを予定している場合</li> </ul>	有償	有償	有償